

資料 1

經濟產業省說明資料

1 原専門委員からの御意見

製造業の海外移転やTPP締結等、製造業を取り巻く環境は大きく変化しており、今後、製造業における職種構成、生産労働と非生産労働のいずれで生産性が高いのかといった実態把握が、製造業における労働需要を分析する際の基礎的な情報となると考えている。

生産労働と非生産(管理)労働の区分については、近年、人事情報の管理にパッケージソフトウェアを導入する事業所が増えており、本事項を調査事項から削除した平成5年当時とは、生産労働と非生産(管理)労働を区分して把握する際の報告者負担も変化してきている可能性がある。

また、賃金構造基本統計調査では、「労働者の種類(生産と管理・事務・技術の別)」を調査事項としており、同調査で回答可能であれば、本調査においても回答可能と考えられる上、事業所コード等によりマッチングを行うことにより、賃金構造基本統計調査の調査結果で、製造業の生産労働と非生産(管理)労働に係るデータを補完できる可能性もあると考える。

このため、改めて事業所からヒアリングして実査可能性を検討するほか、賃金構造基本統計調査の「労働者の種類」(生産と管理・事務・技術の別)の活用可能性を検討するべきではないか。

【回答】

1 前回回答したとおり、平成2年までは、甲調査(従業者30人以上)において、「生産労働者」と「管理、事務、技術労働者」の人数を周期的(3年毎)に調査していたが、事業所においてこのような区分をしていないこともあり、記入が困難であるため、記入者の不満が強かったことなどから、平成5年の改正において廃止されたという経緯がある。また、製造事業所に問い合わせた結果でも、生産労働と非生産(管理)労働というような区分をしていないことや業務を兼務している人がいるため、そもそも記入ができない、あるいは、大企業でさえも記入はできないことはないが相当の手間がかかると言われており、現時点でもこのような状況は変わっていないと考えている。

2 また、平成2年までの調査内容は、男女別に「生産労働者」、「管理・事務・技術労働者」、「個人事業主及び無給家族従業者」の3項目のみであった。これに対し、現在の従業者数の項目は「個人事業主及び無給家族従業者」、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」、「出向・派遣受入者」、「臨時雇用者」と細分化されており、更なる調査項目の追加は記入者の負担増になると考えている。

このように事業所側の記入者負担が増大することにより、実際の調査を行った際に回答率の低下や統計調査員の負担増、ひいては結果精度の低下につながる懸念があることから、実施は困難と判断する。

3 さらに御指摘のとおり、賃金構造基本統計調査の個人票において、製造業に属する労働者については労働者の種類(「生産労働者」及び「管理・事務・技術労働者」)が把握されていることから、利用者側で両統計の結果を用いて分析することは可能であり、調査事項の重複是正の観点からも、あえて工業統計調査で調査する必要はないと考える。

なお、賃金構造基本統計調査の結果を工業統計調査で活用することについては、賃金構造基本統計調査が第2次及び第3次産業に属する事業所を対象範囲とするものの、そ

の対象数は8万弱の標本調査であるため、工業統計調査と接続可能な事業所はあまり多くないものと考えられる。よって、工業統計調査における賃金構造基本統計調査の活用についても困難と判断する。

(参考) 平成2年調査における従業者数の調査事項

従業者数(年末現在)		男			女			計		
常用労働者 (重役などの役員のうち常時勤務して毎月給与を受けている者を含む。)	生産労働者									
	管理、事務、 技術労働者									
個人事業主及び無給家族従業者										
合 計										

2 小西専門委員からの御意見

本調査は、平成12年までは、毎年、調査票甲票(従業員30人以上の事業所)、同乙票(従業員29人以下の事業所)ともに有形固定資産を把握していたところ、乙票については、12年以降から5年周期での把握に変更され、22年からは経済センサスー活動調査(5年周期)にて把握することとされて調査項目から削除されている。

製造業の生産構造を明らかにし、我が国の経済成長の源泉を探るには、生産性の把握が重要である。生産性には、労働者一人当たりの生産量(または付加価値額)で定義される「労働生産性」と、労働と資本(機械、設備、土地)などの投入量に対する生産量の増加で定義される「全要素生産性」がある。

製造業の生産活動は、資本集約的であることから、このうち、労働と資本(機械、設備、土地)の両方で計測する「全要素生産性」の把握が重要である。

工業統計調査の調査結果によると、甲票の対象である大規模事業所(調査対象事業所のうち約2割)が約8割以上の付加価値を上げているが、中小企業の高い技術力が日本経済の土台を支えているとの指摘も多いことから、残り約8割である乙票の対象である小規模事業所の生産性を把握する必要性は高いと考える。

このため、乙票の対象である小規模事業所においても、「全要素生産性」を把握するため、本調査において毎年有形固定資産を把握することについて、改めて必要性及び実査可能性を検討するべきではないか。

【回答】

- 1 有形固定資産の調査事項については、平成12年調査までは、従業者10人以上の事業所を対象に毎年調査を実施してきたが、平成13年の改正において、報告者負担の軽減を図るため、乙調査の対象であった10～29人の事業所については5年周期で実施するように変更した経緯がある。

当該改正については、統計審議会の「諮問第269号の答申 工業統計調査の改正について」(平成13年4月13日)において、『乙調査における「有形固定資産」については、従来から、調査対象である小規模事業所において誤記入・未記入が多くみられる等の実査上の問題が指摘されており、これは、報告者負担が大きく、また、統計精度の確保が困難となっていることを示している。この「有形固定資産」のうち、特に「取得額」については、製造業に属する小規模事業所の設備投資動向を示すものであり、毎年調査の結果に対するニーズが高いが、「取得額」のみを調査することとしても、報告者負担が大きく、統計精度の確保が困難であると判断される。このようなことから、乙調査における「有形固定資産」の5年周期化は、報告者負担の軽減に資するとともに、調査年の調査協力をより得やすくし、統計精度の確保が期待されるものであり、適当と認められる。』とされている。

- 2 また、経済センサスー活動調査の創設以降は、工業統計調査の調査事項ではなく、経済センサスー活動調査で把握するように変更しているところである。

- 3 以上のような経緯がある中、乙調査の事業所が約8割を占めているにもかかわらず、従業者10～29人の事業所の有形固定資産額(年初現在高、年末現在高)は約13%程度

(平成 17 年) と、毎年調査を行っていた平成 12 年以前と同様にあまり大きくはなく、負担を強いてまで 10～29 人の事業所の有形固定資産額を取る状況にはないと考えられること、また、当該調査事項の記入に関して、特に記入者の負担が軽減されるような状況の変化が起こったとは考えられないことから、10～29 人の事業所についても毎年有形固定資産の調査を行うことは困難であると判断する。

なお、ユーザーニーズを考慮し、経済センサスー活動調査で引き続き本調査事項を把握していきたい。

(参考) 工業統計調査における有形固定資産額 (従業者 10 人以上)

		有形固定資産額	
		年初現在高 (百万円)	年末現在高 (百万円)
平成 10 年 (1998 年)	30 人以上の事業所	78,694,111	79,342,189
	構成比	86.7%	86.8%
	10～29 人の事業所	12,118,001	12,040,527
	構成比	13.3%	13.2%
平成 11 年 (1999 年)	30 人以上の事業所	78,307,214	77,644,276
	構成比	86.8%	86.9%
	10～29 人の事業所	11,947,087	11,743,560
	構成比	13.2%	13.1%
平成 12 年 (2000 年)	30 人以上の事業所	77,504,455	76,377,814
	構成比	87.1%	87.1%
	10～29 人の事業所	11,520,589	11,276,565
	構成比	12.9%	12.9%
平成 17 年 (2005 年)	30 人以上の事業所	68,912,235	69,723,003
	構成比	87.1%	87.4%
	10～29 人の事業所	10,239,099	10,051,594
	構成比	12.9%	12.6%